

## 既に取り組みを行っている事項（出前講座・研修会は除く）

### □自治基本条例の紹介

#### 市ホームページ

The screenshot shows the official website of Kuki City. At the top, there is a decorative banner with a floral pattern. Below it is the city's logo, "久喜市" (Kuki City) with "Kuki City" in English underneath. The navigation menu includes links for "暮らし・手続き" (Living and Procedures), "子育て・教育" (Childcare and Education), "健康・福祉" (Health and Welfare), "市政情報" (Municipal Information), "施設案内" (Facility Information), and "久喜の魅力" (Attractions of Kuki). There are also links for "音声読み上げ・文字拡大" (Text-to-speech・Text enlargement), "Multilingual", "お問い合わせ" (Contact), and "サイトマップ" (Site map). A search bar with a magnifying glass icon and a "検索" (Search) button are located at the bottom right.

**トップページ » 市政情報 » 協働のまちづくり » 自治基本条例について » 自治基本条例**

### 自治基本条例

更新日：2015年3月13日

#### 自治基本条例について

地方分権が進み、国、県、市町村は対等の関係となり、市の役割と責任が大きくなりました。また、少子高齢・人口減少社会の進行や市民ニーズの多様化など社会環境が大きく変化するとともに、市民の皆さんとの市政に対する参加意識も高まっています。こうしたなかで、新たな市政運営の基本的ルールを定めることが必要になってきました。

そこで久喜市では、協働のまちづくりを推進し、個性豊かで活力に満ちた誰もが安全安心で暮らせる地域社会を実現することを目的として、久喜市における市政運営の基本原則や協働に関する基本的事項などを定めた「久喜市自治基本条例」を制定しました。

自治基本条例は久喜市の自治のあり方を定めた条例で、まちづくりの基本的な考え方や進め方をはじめ、市民の皆さんと市がお互いに協力していくためのルールなど、市政運営の基本原則と具体的な仕組みについて明らかにしたものです。

- [久喜市自治基本条例 全文 \(PDF : 196KB\)](#)
- [久喜市自治基本条例 逐条解説 \(PDF : 546KB\)](#)
- [久喜市自治基本条例 パンフレット \(PDF : 2,693KB\)](#)

#### 自治基本条例策定の経緯

旧久喜市で制定されていた自治基本条例は、1市3町の合併により新市において新たに策定することとされました。新久喜市の発足により、まず、市民ワークショップを組織して、条例に盛り込む内容の検討を行い、提言書を市長に提出していただきました。さらに、公募市民や学識経験者などによる自治基本条例策定審議会を組織し、条例案の内容を検討していただきました。

市では、提言書を基に条例骨子案を作成し審議会に提示するとともに、市民意見提出制度（パブリック・コメント）を実施しました。その後、パブリック・コメントの意見を踏まえて、審議会から答申書が市長に提出されました。この答申を受けて、市は、平成23年11月議会に条例案を上程、議決をいただいたことから、同年12月26日に「久喜市自治基本条例」を公布、平成24年4月1日から施行しました。

- ▶ [市民ワークショップ](#)
- ▶ [自治基本条例策定審議会](#)
- ▶ [市民意見提出制度（パブリック・コメント）の実施](#)

#### 自治基本条例推進委員会

自治基本条例推進委員会の詳しい内容につきましては、次のページをご参照ください。

- ▶ [久喜市自治基本条例推進委員会](#)

■ **自治基本条例について**

- ▶ [自治基本条例](#)
- ▶ [自治基本条例策定の経緯](#)

FAQ **よくある質問**

- ▶ [自治基本条例ってどんな条例ですか](#)
- ▶ [「協働のまちづくり」ってどういうものですか](#)
- ▶ [よくある質問一覧](#)

▶ **こちらもお探しですか**

- ▶ [自治基本条例つじとんな条例ですか](#)
- ▶ [会議録](#)
- ▶ [久喜市農業基本条例](#)

▶ **このページを見ている人はこんなページも見えています**

- ▶ [幼稚園・保育所などに入園・入所する手続きはどうかわりますか](#)
- ▶ [自治基本条例ってどんな条例ですか](#)
- ▶ [福祉避難所のご案内](#)

▶ **情報が見つからないときは**

## □市民参加推進員の募集

①広報くき 平成28年4月1日号)

# 市民参加推進員募集

市では、市民の皆さんによる市政への参加を推進するため、自ら積極的な市民参加に努めるひととともに、多くの市民の方へ市民参加を働きかけていただく「市民参加推進員」を募集しています。

**情報提供の内容** 附属機関の委嘱募集、市民意見採集中度による意見募集、市民説明会・ワークショップ等の開催、アンケート協力の依頼など、市民参加に関する情報

**登録資格** 13歳以上の市内在住・在勤・  
在学者

**情報提供の方法** 原則月1回程度、登

録されたEメールアドレスに情報をまとめて送信（アドレスをお持ちでない方には、郵送またはFAXで送付）

**登録方法・問合せ** 市民参加推進員登録事項(届出書)（自治振興課および市民参加コーナーで配布。市ホームページからもダウンロード可）に必要事項を明記の上、専用または郵送・FAX・Eメールや、自治振興課・自治振興係(〒346-83501 所在地記入不要／内線216213／TEL22-3319／Eメール:jichishinko@city.kukilg.jp)へ登録は随時受け付けています。

## ②市ホームページ

The screenshot shows the top navigation bar of the Kuki City website. It includes links for "音声読み" (Text-to-speech), "拡大" (Zoom), "Multilingual", "お問い合わせ" (Contact), and "サイトマップ" (Site Map). The main menu features categories like "くらし・手続き", "子育て・教育", "健康・福祉", "市政情報" (highlighted in blue), "施設案内", and "久喜の魅力". A search bar with a magnifying glass icon and a "検索" (Search) button is also present.

トップページ » 市政情報 » 協働のまちづくり » 市民参加 » 市民参加推進員

### 市民参加推進員

更新日：2015年3月13日

市民参加推進員制度とは、市民参加推進員（登録いただいた市民の皆さん）が、市から送付される市民参加に関する情報に基づき、自ら積極的な市民参加に努めていただくとともに、多くの市民の皆さんに対して、市民参加の働きかけを行っていただくという市民の皆さんのネットワークを活用した制度です。市が一方的に市民参加を推進するのではなく、「協働のまちづくり」の実現に向けて、多くの市民の皆さんに参加していただきながら、市民と市が一緒になって推進していくという趣旨で制度化しました。

#### 市民参加推進員の活動

市民参加推進員は、次のような市民参加の方法のなかから、興味のあるものに積極的に参加していただきます。同時に、多くの市民の皆さんに対して、これらの情報を提供し、市民参加の働きかけをしていただきます。

- ・附属機関の委員への応募（ただし、附属機関の委員への応募資格は、18歳以上の市民となります。）
- ・市民意見提出制度（パブリック・コメント）による意見書提出
- ・市民説明会、ワークショップ等への参加及び協力
- ・市が実施するアンケート等への協力

また、市民参加条例に定める事項に関して、意見や提案をいただく役割も担っています。

#### 市民参加推進員への登録方法

##### 応募資格

13歳以上の市内に居住し、通勤し、又は通学する方

##### 登録期間

登録した日から1年を経過する日の属する年度の末日までとします。

登録期間が終了したときには、再登録することができます。

##### 登録方法

「市民参加推進員登録事項届出書」に必要事項を記入の上、届け出してください。

登録は随时受け付けています。

登録を希望される方には、届出書を送付しますので、自治振興課までお問合せください。

[市民参加推進員登録事項届出書 \(PDF : 61KB\)](#)

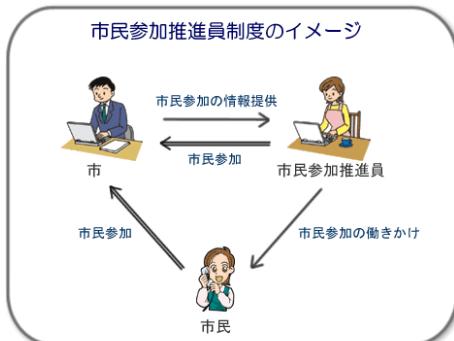
[市民参加推進員登録事項届出書 \(Word : 31KB\)](#)

##### 個人情報の取扱い

登録いただいた個人情報は、市民参加推進員制度の運営の目的のみに使用し、第3者（他の市民参加推進員等）への提供は行いません。

#### 市民参加推進員への情報提供の方法

市からの情報提供は、原則的に電子メールにより行います。電子メールアドレスをお持ちでない市民参加推進員の皆さんには、郵送・ファクシミリ等で送付します。



市民参加

- 市民参加計画
- 附属機関への付議（附属機関一覧）
- 市民意見提出制度(パブリック・コメント)
- 市民説明会
- ワークショップ
- 市民政策提案制度
- その他市民参加
- 市民参加推進員
- 市民参加コーナー

FAQ よくある質問

- 市政やまちづくりに参加するにはどうしたらいいですか
- 市民参加の情報を知るにはどうしたらいいですか

##### よくある質問一覧

このページを見ている人はこんなページも見えています

- 太田小学校
- 退職しましたが、職場の健康保険を任意継続するのと、国民健康保険に加入するのどちらがよいですか
- 市政やまちづくりに参加するにはどうしたらいいですか

##### 情報がつかいかねたとき

③成人式で配布したチラシ、中学校及び高等学校に掲示したポスターとチラシ  
みんなで育てよう！「協働のまちづくり」

## 市民参加推進員に登録しませんか！

### Q 市民参加って何？

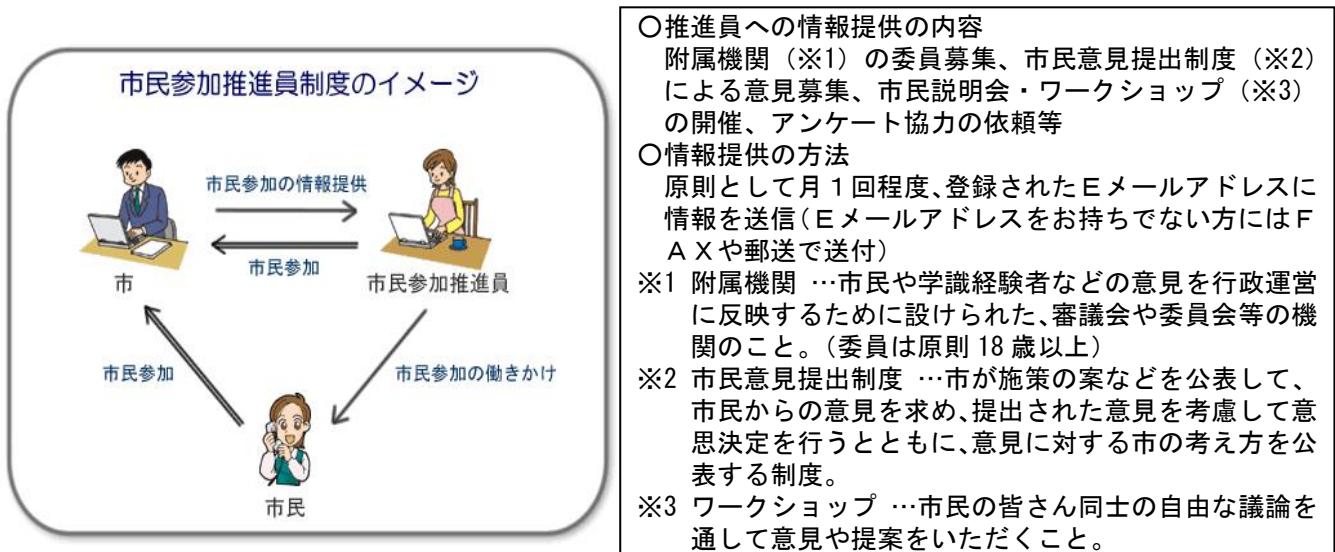
A 市民の皆さんが、市の政策等について意見を述べ、または提案することをいいます。

### Q 市民参加推進員制度って何？

A 推進員に登録された市民の方が、市からの市民参加に関する情報提供に基づき、自ら積極的な市民参加に努めるとともに、多くの市民の皆さんに対して市政への参加を働きかけるという、市民の皆さんのネットワークを活用した制度です。

### Q 市民参加推進員って何をするの？

A 市から送られる市民参加に関する情報に基づき、興味のあるものに参加するとともに、友人や知人など（市民の皆さん）に市民参加の働きかけをします。



#### 登録できる方（資格）

年齢13歳以上で、市内に住んでいる人、通勤している人、通学している人

#### 登録方法

「久喜市市民参加推進員登録事項届出書」に必要事項を記入の上、郵送または持参、FAX、Eメールで自治振興課へ提出してください。登録は随時受け付けています。

届出書は、自治振興課（市役所本庁舎3階）や主な公共施設に設置している市民参加コーナーで配布しているほか、市ホームページの「市民参加推進員」のページ

（<http://www.city.kuki.lg.jp/shisei/kyodo/sanka/suishin.html>）からダウンロードできます。

#### 登録期間

登録期間は、登録した日から1年を経過する日の年度の末日（3月31日）までです。登録期間が終了したときは再登録できます。

#### 個人情報の取り扱い

登録された個人情報は、この制度の目的以外の利用および第三者（他の市民参加推進員等）への提供は行いません。

#### お問い合わせ

##### 久喜市役所 自治振興課 自治振興係

〒346-8501 久喜市下早見85-3  
電話 22-1111（内線2622・2623） FAX 22-3319  
Eメール [jichishinko@city.kuki.lg.jp](mailto:jichishinko@city.kuki.lg.jp)

皆さんの登録をお待ちしています

